

日大理工ニュース

第四号

日大理工学部
広 報 室

責任者
升 谷 孝 也

43・7・2

理系各学部合同決議を 行い事態の解決を計る

各学部の教授会は協議の上、今般の事件の遠因を分析し、その抜本的解決を計り、膠着した現状を打開するため、それぞれの教授会において次の決議を満場一致可決した。今后この方針に従い、各学部は互に手をたづさえ、その実現に全力を尽すことを決意している。

決 議

- 一、学校法人日大大学寄附行為を別紙第一要項案（現寄附行為の全面的改正）に従つて、現理事の責任において改正し、早急に大学民主化の実現を計るべきである。
- 二、第一項が早急に実現されない場合には、我々各学部は、法人の分離によつて第二要項案による大学民主化の実現を計る。
- 三、右いづれの途をとるにしても理事・監事・および評議員全員は、直ちにその辞表を総長に提出の上、別紙要項案による寄附行為の改正を昭和四十三年八月末日までに完了し、全時に辞職すること。

昭和四十三年七月二日

- 日本大学芸術学部教授会
- 日本大学理工学部教授会
- 日本大学工学部教授会
- 日本大学医学部教授会
- 日本大学会頭古田重二良殿
- 日本大学総長永田菊四郎殿

備考 芸術学部教授会（四三、七、一可決）理工学部教授会（四三、六、二九可決）工学部教授会（四三、七、一可決）医学部（四三、七、二可決）

第一要項案（現学校法人寄附行為改正案）

- 一、現学校法人日大大学寄附行為を別紙の如く改正する。
- 一、各学部の自主制を認め、独立採算制を強化し、人事及び経理面に於てはそれぞれ教授会の意向を尊重する。
- 一、大学本部の機構組織は大巾にこれを簡素化縮少し、単に各学部のユニオン体系とするにとゞめる。
- 一、右機構の改革に伴い各学部の本部分担金は大巾に削減する。
- 一、理事、監事、及び評議員は名譽職とする。
- 一、顧問及び協議員の制度はこれを廃止する。

寄附行為改正要項案（第一要項案別紙）

- 一、理事会
理事会の構成は次の通りとする。
(一)総長 一人（総長在職中のみ）
(二)学部長 十一人（学部長在職中のみ）
(三)評議員の互選によるもの五人以内
理事の互選により理事長一人を選任する。
一、監事は二人とし、評議員の互選による。
一、評議員会の組織および選出の方法は次の通りとする。
(一)総長 一人（総長在職中のみ）

(二)学部長 十一人（学部長在職中のみ）

(三)各学部教授会で推薦された各学部の教職員 十一人

(四)日本大学卒業生で年令満二十五才以上のもの、うちから各学部教授会の推薦するもの 十一人

(五)各学部教授会の推薦する学識経験者 十一人

一、理事及び評議員（総長及び学部長を学除く）の任期は三年、監事の任期は一年とし、三選を認めない。

一、役職者に対するリコール制を設ける

第二要項案（学校法人分離案）

- 一、現在の学校法人から次の法人分離を実施する。
日本大学（理系）（仮称）
- 二、これに伴つて寄附行為を根本的に改める。
- 三、日本大学（理系）を構成する各学部は、それぞれ経理面、人事面において自主独立し、法人はそのユニオン体系として構成するにとゞめ、新に本部機構を設けない。
- 四、現学校法人日大大学の財産のうち、新学校法人に所属する学部ものはこれを新学校法人に移譲する。
- 五、新体制の確立により、これに所属する理系各学部は、その責任において学園の民主化、教育の刷新、設備の拡充を計る。
- 六、新法人寄附行為要項案

(一)理事

- 総長 一人（総長在職中のみ）
- 学部長 一人（学部長在職中のみ）
- 評議員の互選によるもの 五人以内
- 理事の互選により理事長一人を選任する。
- (二)監事 二人（評議員の互選）

(三)評議員会の組織およびその選出の方法

(1)総長 一人（総長在職中のみ）

(2)学部長 一人（学部長在職中のみ）

(3)各学部の教授会で推薦された各学部の教職員（各学部一人） 人

(4)各学部の卒業生で年令満二十五才以上のもの、うちから各学部教授会で推薦されたもの（各学部一人） 人

(5)各学部教授会の推薦する学識経験者（各学部一人） 人

(一)理事及び評議員（総長及び学部長を除く）の任期は三年、監事の任期は一年とし、三選を認めない。

(二)役職者に対するリコール制を設ける

○要項案実施の場合には、理事会の構成その他の具体策は全学委員会を組織して慎重に検討することを要し、これに伴つて多少内容の変更があり得ることは云々までもない。

○生産工学部は七月一日の教授会において上記決議文のうち、第二項目を除き、第一、第三項目のみを決議した。

○歯学部教授会は七月二日左記の通り決議を行った。

決 議

- 一、上記決議文第一項と同じ、（但し、第一要項案の内容は、細かい点で多少上記のものとは異なる点がある。）
- 二、理事、監事及び評議員全員は直ちにその辞表を総長に提出の上、別紙要項案による寄附行為の改正を昭和四十三年八月末日までに完了し、同時に辞職すること。
- 三、右要望が八月末日までに実現されないときは、我等教授会は強力な別途の方法により、大学の民主化の実現に向つて邁進する。